

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、従業員や取引先をはじめとする当社に関わる全てのステークホルダーの利害を調整しつつ株主の利益を最大限尊重することにより、健全で持続的な成長が実現され、株主価値及び企業価値の向上に繋がるものと考えています。当該認識のもと、経営者である取締役の職務執行において、取締役会の監督機能並びに内部統制システムを有効に機能させる等、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

また、当社が社会の一員としての企業体であるとの考え方に立脚し、社内の法令遵守に対する倫理観の浸透及び情報開示の適正性と透明性の確保に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ハマダ	1,786,000	50.46
日立造船株式会社	300,000	8.48
日本証券金融株式会社	87,700	2.48
岡部 由枝	53,000	1.50
東拓工業株式会社	50,000	1.41
株式会社SBI証券	44,800	1.27
橋本 文男	43,500	1.23
東京センチュリー株式会社	35,000	0.99
株式会社南都銀行	35,000	0.99
マネックス証券株式会社	28,300	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ハマダ (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引と同様に取引内容及び条件等の妥当性について、支配株主に該当する以前の取引実績並びに当社と資本関係を有しない他の取引先との取引条件等を勘案のうえ慎重に検討し、適切な条件で取引を行うことを決定しています。また、新たな内容の取引が発生する場合には、取締役会で十分審議を行うこととしています。今後も、この状況を維持し、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社と親会社等は事業内容が異なり、直接競合することはありません。そのため、経営の意思決定において、親会社から特段の制約を受けることなく当社独自の経営判断を行っており、一定の独立性が確保されているものと認識しています。

なお、当社は、親会社である株式会社ハマダから取締役(監査等委員)1名を受け入れており、株式会社ハマダの経営方針が当社の事業活動及び経営判断に影響を与える可能性があります。これは当社の経営体制並びにガバナンスの強化を目的としたものであり、当社独自の経営判断を妨げるものではないと認識しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中井 康之	弁護士											
菊池 健太郎	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 康之	○	○	-	中井康之氏は、弁護士としての高い知見と幅広い経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しています。また、同氏と当社の間に利害関係はないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定いたしました。
菊池 健太郎	○	○	過去に当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人に籍を置いていましたが、取締役就任時には当該監査法人を退所しています。	菊池健太郎氏は、公認会計士としての高い知見と幅広い経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しています。また、同氏と当社の間に利害関係はないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助には、内部監査室があたっています。当該使用人は、監査等委員会に係る業務を優先するものとし、また、当該使用人の人事評価・異動・懲戒については、あらかじめ監査等委員会(監査等委員会が特定の監査等委員を選定した場合には当該監査等委員)の同意を得た上で決定することとしており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しています。なお、監査等委員の職務を補助すべき取締役はおりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、事業年度開始時に代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部監査室が業務監査、会計監査等を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告しています。代表取締役社長は、必要に応じて業務の改善に向けた具体的な勧告を関係部署へ行っており、内部監査室は改善状況を定期的に確認し、代表取締役社長へ報告しています。

監査等委員は、監査等委員会を定期的に開催し、監査方針に基づいて業務監査、会計監査を実施します。また、監査等委員は、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視、監督するとともに、必要に応じて意見を述べています。

監査等委員会と内部監査室は、それぞれの監査の実施状況について情報共有を行い、相互連携を深めることで監査機能の充実を図ります。監査等委員会及び内部監査室と会計監査人の間の情報交換、意見交換については、四半期ごとの報告会等で情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員にしていしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権(平成20年6月 第3回ストック・オプション、平成25年9月 第5回ストック・オプション)を発行していましたが、付与対象者全員よりすべての新株予約権を放棄する申し出があったため、平成29年8月10日開催の当社取締役会において、そのすべてを当社が取得し、同日付で消却することを決議しています。そのため、本報告書提出日現在において、ストック・オプションの未行使残はすべて消却しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
取締役報酬の総額を有価証券報告書に記載しています。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役2名は監査等委員である取締役であり、監査等委員会に補助には内部監査室があたっています。社外取締役に対しては、社のすべての書類の閲覧を可能とし、経営会議、取締役会、監査等委員会等を通じて、職務遂行に必要な情報共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制は、以下のとおりです。

1. 取締役会・取締役
- 当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計7名で構成され、月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会では、代表取締役社長が議長となり、法令、定款及び社内諸規程に従って、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しています。
2. 監査等委員会
- 当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、定期的及び必要に応じて監査等委員会を開催します。監査等委員は、取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行を監視、監督することにより、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図ります。
3. 経営会議
- 経営会議は、取締役、部長以上の役職者及びその他特に指名された者をメンバーとして、原則、月1回開催しています。業務執行状況の把握や経営上の重要な課題等に関する審議を行っています。
4. 内部監査
- 会社の活動を厳正中立の立場から検証し、その業務が法令や諸規程に則り、効果的かつ合理的に遂行されているかを評価するため、代表取締役社長直轄の内部監査室が、内部監査規程及び内部監査計画に基づいて、社内全組織及び子会社を対象に監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成29年9月28日開催の第13期定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上が図れるものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主総会の2週間以上前に発送しています。今後も、現在と同様に招集通知を早期発送できるように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月であり、株主総会は9月に開催されるため、集中日には該当しないと考えています。
電磁的方法による議決権の行使	株主等の意見も参考にしながら、電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家が一定数以上になれば、検討いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを近日中に策定し、当社ウェブサイトに掲載する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算短信、有価証券報告書、その他開示情報を提供するページを設けています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」に表記しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを策定し、運用します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、当該方針に基づいて、各種規程を制定し、内部統制システムの構築・運用を行っています。また、グループ各社の業務の適正性を確保するとともに、管理体制を整備するため、「関係会社管理規程」を定め、当社グループにおける情報の共有と業務執行の適正を確保しています。内部監査室は、内部監査を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの企業倫理確立のため「行動規範」を制定し、これを企業活動及び取締役・使用人がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
組織関係規程及び関連法規に則った業務関係規程を制定し、これに従い業務を実行する。
内部監査室を設置し、また「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握、改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令並びに「取締役会規程」、「情報管理規程」、「文書管理細則」等の社内規程に基づき文書を記録、保存するとともに、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役・使用人それぞれが自己の職務及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。
「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理に関して未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行う。
万一、当社グループの業務継続が困難となる危機発生時に備え、「危機対応細則」を制定し関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ各社が社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化、高度化及び牽制を図る。
中期経営計画及び年度予算を編成し、月次単位でその適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とする。その上で「関係会社管理規程」を制定し適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
経営会議を開催し、各子会社の経営状況を把握することにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
各子会社に当社から内部監査室に所属する使用人を派遣し内部監査を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
内部監査室に所属する使用人が監査等委員会の補助にあたる。
7. 上記6の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
当該取締役及び使用人の人事評価・異動・懲戒については、あらかじめ監査等委員会(監査等委員会が特定の監査等委員を選定した場合には当該監査等委員)の同意を得た上で決定することとし、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。
8. 上記6の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先する。
9. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等からの業務報告聴取を行う。
10. 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。
当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して適切な方法により報告を行う。
当社の内部監査室は、定期的に当社監査等委員に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告する。
11. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、「内部通報規程」に準じて当該報告者を保護する。
当社グループの役職員が当社監査等委員会に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知することができる。
12. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。
13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、内部監査室と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査室に調査を求める。監査等委員は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行い、相互の連携を図る。また、顧問弁護士とも必要に応じて情報交換を行い法令遵守に関する連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける反社会的勢力との関係に対する基本方針として、「行動規範」に社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切かかわらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない、と定めています。

当該方針に則り、外部の講師を招き反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を実施しています。また、反社会的勢力からの不当要求に対

して、外部専門機関の協力を得て対応することを、「クレーム処理マニュアル」に定めるとともに、未然防止策として、反社会的勢力排除の統括部署を総務部とし、取引先、株主、役員、従業員の反社会的勢力と関係を有していないか調査を行っています。

その他

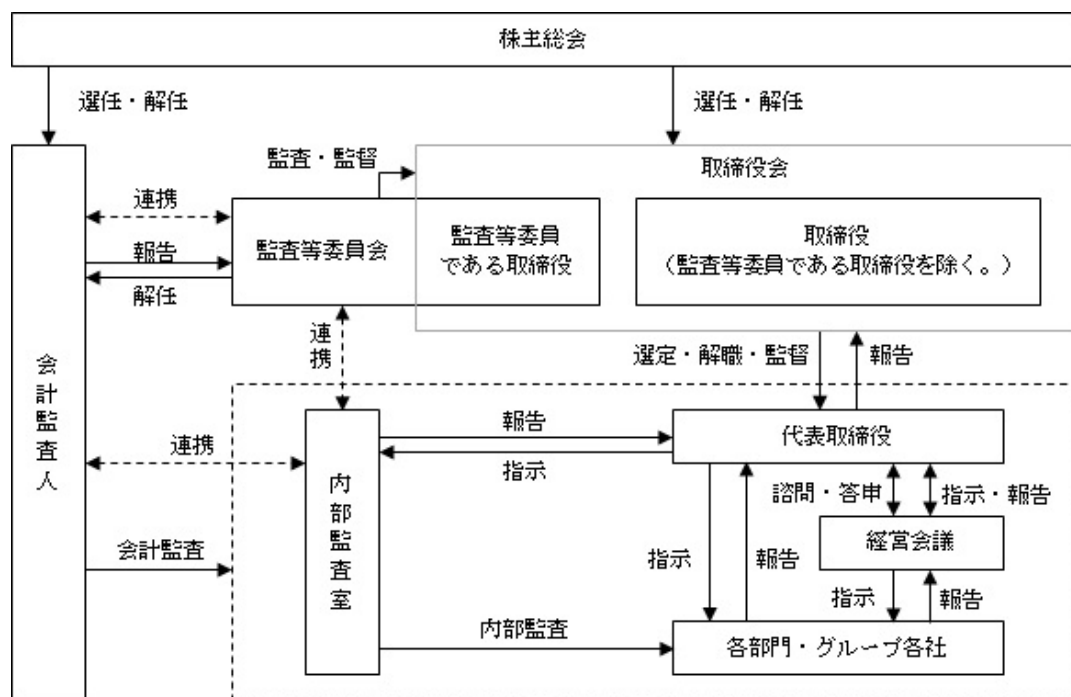
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

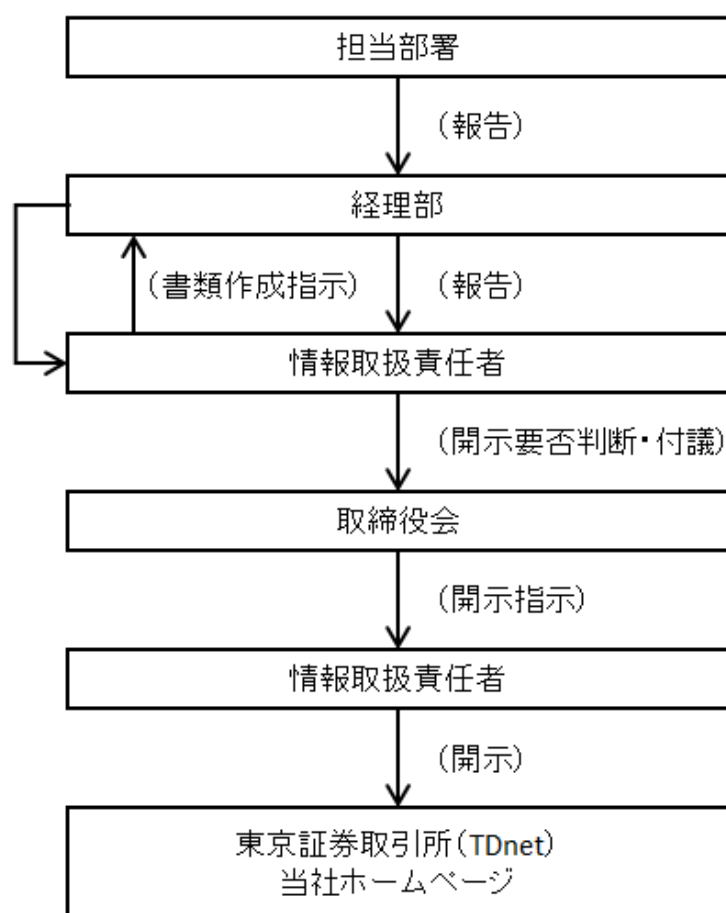
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

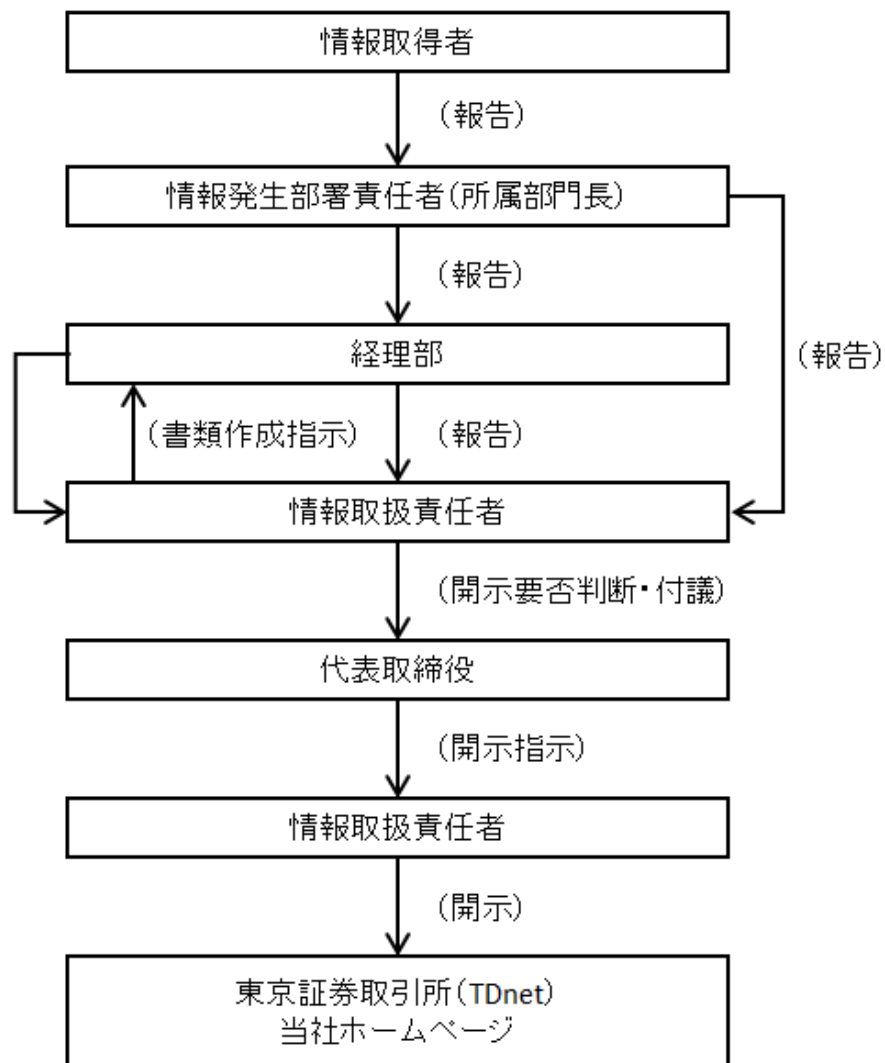


【適時開示体制の概要(模式図)】

決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー

